

令和4年度

事業計画書

認知症対応型デイサービスセンター さくらさく

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 福祉事業所としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する
- ② 利用者の自己選択を尊重する
- ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する
- ④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する
- ⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する

《重点項目》

- ① 第4期経営5か年計画（4年目）の推進
- ② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する
- ③ 認知症カフェの実施
- ④ 運営推進会議の効果的運用
- ⑤ 認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取組み
- ⑥ 福祉サービス第三者評価受審
- ⑦ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- ⑧ 身体拘束等の適正化
- ⑨ 人材養成の積極的展開
- ⑩ 顧客確保への積極的取組み

1 第4期経営5か年計画（4年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第4期経営5か年計画（4年目）を積極的に推進する。

2 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する

地域の福祉ニーズを把握し、認知症対応型通所介護としての専門的知識・技術・機能を地域に還元することにより、地域貢献の取組みを推進する。

【力点】

- ① 月が丘ふれあいのまちづくり協議会及び民生委員・児童委員の主催する定例会等に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努め、ニーズに応じた地域貢献事業を検討及び実施する。
- ② 定期的な施設周辺及び主要道路を中心とした清掃活動を地域貢献の一環として継続する。
- ③ 地域ケア会議等に積極的に参加し、介護保険制度や認知症高齢者の対応方法などを発信することで専門的知識・技術を地域に還元する。
- ④ 広報誌「櫻さくら通信」を年2回以上発行し、地域へ配布することにより、介護保険制度や施設情報等を発信する。

【月が丘地域行事】

月	行事名
令和4年 6月	ふれあい文化祭 バザー
7月	流しそうめん
8月	夏祭り
10月	防災訓練 寄せ植え
11月	スマイルコンサート バザー

3 認知症カフェの実施

地域貢献事業の一環として、認知症の人やその家族、地域の人々、誰もが気軽に参加できる「集いの場」として、情報交換するだけでなく、医療や介護の専門職が指導・助言することにより、認知症の人やその家族が、在宅や地域で安心して生活できるように支援していくことを目的とした認知症カフェを実施する

認知症カフェ実施委員会を中心として、目的・目標・効果を理解したうえで、利用された方がくつろぎながら参加できるレクリエーション・認知症予防の講習・介護相談等のプログラムが効果的なものとなるよう企画・立案し、認知症カフェを実施する。

4 運営推進会議の効果的運用

利用者・利用者家族及び地域住民に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることにより、事業所運営の透明性の確保、サービスの質の確保、事業所による「抱え込み」の防止、地域との連携の確保を目的とした運営推進会議を効果的に運用する。

【力点】

- ① 運営推進会議において、認知症対応型デイサービスセンターさくらさくのサービスの現状について地域住民を代表する委員に説明し、意見、要望、助言等を受け、その内容を介護サービスに反映させる。
- ② 認知症高齢者にかかる地域ニーズ等を確認し、ニーズに応じたサービスメニューの検討・実施に努める。
- ③ 運営推進会議を通して、認知症対応型通所介護の専門性をより広く地域にアピールしていくとともに、介護保険制度を遵守した適正な事業運営ができるように神戸市と協議しながら体制を整備していく。

5 認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取組み

認知機能の維持・改善が期待される事業でることを踏まえ、生活リズムの基本である「食事・運動・睡眠」をテーマに特色を出した様々なプログラムを検討し実施する。また、利用者・家族にとって「利用しやすいデイサービス」と感じてもらえるような体制整備に努める。

1) 認知症介護の専門性の確立

- ① 兵庫県 4DAS（認知機能訓練システム）に基づく適切な認知症ケアを提供し、生活機能の維持や認知症の進行予防など利用者個々に応じた効果的プログラムを提供することで活動性の向上に繋げる。
- ② 重度利用者には精神的ケアを中心に寄り添い、個々の中核症状及び周辺症状に合わせたサービスを提供する。
- ③ レク活動、創作活動や顔なじみのコミュニティの形成により利用者が目的をもってデイサービスが利用できるような環境を整備する。
- ④ 認知症介護実践者研修などの受講を調整し、受講内容をサービスに反映させることで認知症ケアの専門性を向上させる。
- ⑤ 丁寧語による言葉かけを徹底し、接遇委員会で言葉かけ等の実施状況を検証し、課題点についてはデイサービス会議等で改善策の検討及び改善策の周知徹底を図ることで接遇の向上に努める。

2) 「利用しやすいデイサービス」に向けた体制整備

- ① 家族の生活様式や利用者に合わせた送迎方法の工夫、利用時間の柔軟な対応を行う。
- ② 他の介護保険サービスの利用を断られ、対応が困難な認知症高齢者の地域の受け皿となる。
- ③ 利用者及び家族に対して「満足度調査」を実施することで、利用者及び家族のニーズを把握し、ニーズに応じたサービスの提供に努める。
- ④ 利用者に対して「食事の嗜好調査」を行い、デイサービス会議や食事検討委員会などで嗜好や要望に沿った献立の立案や工夫を検証し、食事内容、雰囲気作り、行事食などに反映させる。

3) 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用者・家族からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受付け窓口、担当者を配置し、苦情解決責任者・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、事故リスクマネジメント委員会を中心となって、サービスの改善と全職員への周知徹底を図る。

- ① 苦情発生時は、苦情発生状況、経過を確認し関係者に対して苦情相談対応マニュアルに沿った初期対応を確實に行う。
- ② 家族会・運営推進会議を通じて利用者本人及びその家族との意見交換で吸い上げられた要望等を施設サービスに反映させることで、苦情予防に努める。

4) 家族支援の充実

- ① 個別の相談受付、連絡帳、送迎時の会話などで家族支援を充実させる。
- ② 介護者の悩みや情報共有・精神的負担軽減を目的として、年2回家族会を開催する。
- ③ 家族にケアの手法や対応の仕方を伝え、認知症介護に対する理解を深めてもらうことで家族の負担や介護疲れや虐待防止に繋げる。

5) 介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用

- ① 日々の記録の重要性についてデイサービス会議を活用して理解を深める。
- ② 介護ソフトほのぼのシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図る。
- ③ 介護ソフトほのぼのシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。

6) 介護事故に対する安全管理体制の強化

利用者に対する安心・安全を確保するために安全対策担当者を選任し、事故・リスクマネジメント委員会において、介護事故発生原因の究明及び再発防止のための対策を検討する。

7) 行事企画及び専門的対応

認知症高齢者の対応は、基本的には個別対応であるが、社会的交流の支援、趣味・嗜好の充足及び心身の機能回復・減退防止を図り、楽しみとしてある通所介護とするため、季節行事等を取り入れるとともに、利用者相互・利用者と職員の信頼関係・ふれあいを構築する独自のメニューの開発等に取組む。また、ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。

【令和4年度行事予定】

実施月	行事	実施月	行事
令和 4年 4月	お花見会（お茶会）	10月	ハロウィン仮装パーティー
5月	母の日会、ガーデニング	11月	音楽会
6月	父の日会	12月	クリスマス会（全館合同行事）

7月	七夕まつり かき氷づくり	令和 5年 1月	書初め
8月	夏祭り（全館合同行事）	2月	節分会
9月	敬老祝賀会（全館合同行事）、運動会	3月	ひな祭り会

※全館合同行事は櫻ホーム西神とさくらさく合同で企画・開催する

6 福祉サービス第三者評価受審

サービスの質を公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。

1) 利用者・家族の満足度を量るためのアンケート調査の実施

第三者評価機関による施設サービス（満足度）に係るアンケート調査を実施し、潜在化している声や意向を把握し、サービスに反映させることでサービスの質を向上させる。

次年度は、事業所独自のサービス満足度調査を実施することで、継続して利用者・家族の意向を聞き取り、サービスに反映させていく。

2) サービス自己評価の実施

自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、サービスの向上に向けた具体的な目標を設定し、取組むことで、職員の自覚と改善意欲・諸課題の共有化を図り、サービスの質の向上につなげる。

3) 評価結果の公表

利用者が他事業所とのサービス内容を比較し、選択できるツールとして評価結果をインターネット（WAMNET）で公表し、利用者・家族から選ばれる事業所を目指す。

7 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

1) BCP（業務継続計画）の策定及び訓練（シミュレーション）の実施

① BCP（業務継続計画）の策定

法人本部が主催する業務継続計画策定委員会に参画し、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制が構築できるように BCP（業務継続計画）を策定する。

② 研修及び訓練（シミュレーション）の実施

感染症発生時の対応については感染症褥瘡予防委員会が中心となり、災害発生時の対応については安全委員会が中心となって、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

2) 感染対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症、または、食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず管理者に状況報告し、管理者は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

① 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

i) 利用時には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、事業所が送迎する際には利用者宅で、家族等が事業所へ送迎する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には利用中止等を調整する。

ii) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。

iii) 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。

iv) 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

② 感染症・食中毒対策委員会の適正な運営

i) 事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。

ii) 施設内の環境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。

iii) 常に最新の情報を収集し、感染症・食中毒対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。

③ 感染症発生時の対応

i) 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。

ii) 感染症対応マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。

iii) 感染症等の発生状況に応じて、神戸市及び神戸市西保健センター等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。

④ 職員研修及び模擬訓練（シミュレーション訓練）の実施

i) 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。

ii) 各種感染症対応マニュアルに基づき、事業所で感染症の罹患者が発生したことを想定した模擬訓練を実施する。

3) 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

防災訓練に加え事業継続計画に基づく安否確認訓練など、常に非常時を想定した啓発を行い、適応した訓練を実施する。非常災害時に福祉避難所としての機能が発揮できるように体制整備に取組む。

【力点】

- ① BCP（業務継続計画）に基づいた訓練を実施する。
- ② 地域の消防署等との連携を図り、施設と地域の協働による非常災害時合同訓練を実施する。
- ③ 防災・防火に係る各法定訓練を確実に実施する。
- ④ 定期的に備蓄品（非常食、水、燃料、備品等）を確認する。

【訓練計画】

年月日	訓練内容
令和 4 年 5 月	消防・避難訓練（日勤帯想定）
9 月	地区との非常災害時合同訓練
11 月	消防・避難訓練（夜間想定）
令和 5 年 1 月 17 日	非常災害時事業継続対応訓練（地震）

8 身体拘束等の適正化

1) 担当者の選任

① 入居者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発防止をするため担当者を選任する。

2) 高齢者虐待・身体拘束廃止委員会の牽制機能の強化

① 高齢者虐待・身体拘束廃止委員会を毎月開催し、身体拘束・高齢者虐待に対する意識付けの調査を実施するとともに、身体拘束・高齢者虐待になり得る様々なテーマについて、職員全員で討議・実践し、実施状況を改善していく。

② 不適切ケアアンケートを実施し、意識化及び課題に対する改善策を実践することでサービスの質の向上に努める。

3) 職員研修の実施

① 高齢者虐待・身体拘束廃止委員会が中心となり身体拘束等の適正化のための研修を企画・実施し、職員への周知及び意識づけを徹底する。職員への定期面談や精神科医による研修、ストレスチェックなどを実施することで、職員のストレス軽減を図る。

4) 利用者・家族と協働による取組み

① 利用者・家族とともに身体拘束等についての捉え方を考え利用者・家族の理解・協力のもと、身体拘束を行わず専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う。

9 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底とサービスへの反映

法人基本理念の「人権を擁護する」を重点に、実際に行っている業務が基本理念を達成させるためには何をすべきかをデイサービス会議や理念研修を通してスタッフ全員が考えることで基本理念の理解を深め、また、その業務の達成度を検証し、課題点に対する改善策を実施することで、基本理念に基づくサービス提供の強化を図る。

2) チューター制の効果的運用

本年度からチューター制を導入し、チューター制を効果的に運用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得できるように取組む。

また、本取組みについては、管理者はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

【力点】

- ① チューターによる個別指導により、介護の基本だけでなく、社会人としてのルールやマナーを習得する。
- ② 新任職員への指導を通じて、チューター自身の成長にも繋げていく。
- ③ 施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制の基、全職員のチューター制に対する意識付けを図り効果的に運用できる体制を整備する。

3) 事業所内研修

研修委員会にて企画した年間研修カリキュラムに沿って、介護知識・技術の習得に向けて反復研修を実施し、職員は常に習得した知識・技術と問題意識を持って現場で実践することにより、統一されたサービスの提供に努める。

4) 外部研修

認知症介護実践研修や 4DAS 研修等、キャリアパスに基づき、職員個々に習熟が必要とされる内容の研修会への計画・参加、各種団体が主催する研修会へ積極的に参加することで、職員個々のスキルアップを図る。

また、外部研修で得た知識・技術を介護サービスに反映させることで、サービスの質の向上につなげる。

5) 人事考課制度の効果的運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して、自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。

【力点】

- ① 目標を明確化し、目標達成に向けての具体的な手段・方法を設定する。
- ② 目標達成へのプロセスに生じる問題・課題を解決するよう育成面接の充実を図る。

6) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症対応力を向上させるために医療・福祉の資格を有さない職員については、認知症介護基礎研修を受講させる。

10 顧客確保への積極的取組み

安定的な事業運営を継続させるためにも予算稼働率 70.00% の確保が必要なことから、新規顧客確保に向けてサービスの充実を図り、効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

1) 平均利用率 70% の確保

- ① 登録者数 28 名以上を確保し、体調不良、ショートステイ利用等の利用者のキャンセルによる稼働率の低下を防ぐ。
- ② 事業所の内容、特色などを居宅介護支援事業所や地域に積極的に PR 活動を行い、知名度を上げるとともに特色

を理解してもらうことで利用希望者の紹介に繋げる。

- ③ 地域の協議会など地域への働きかけを強化し、地域住民からの利用確保の機会を得る。
 - ④ 櫻ホーム西神診療所が開設されることで、利用者の急変時の迅速な対応など、利用者・家族にとって今まで以上に安心・安全に利用できる点をPRする。
 - ⑤ ホームページを定期更新し、常に新しい情報の見える化を図る。
- 2) 居宅介護支援事業所との連携強化
- ① 居宅介護支援事業所に訪問し、認証通所対応型通所介護に対するニーズを把握し、ニーズに応じたサービスメニューを検討・実施する。
 - ② ケアマネージャーには担当利用者の詳細な情報やその家族に対しての細かな対応などを共有することで、信頼関係を構築し、新規利用者の紹介に繋げていく。
 - ③ 居宅介護支援事業所が主催するサービス担当者会議に参加し、担当者会議の内容を事業所内で迅速、且つ、適正に共有することでサービスの質を向上させる。